

気象に関する警報及び注意報の種類と発表基準

1. 特別警報、警報、注意報などの種類

(1) 特別警報

大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予測される場合である
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予測される場合である

※以下の現象についても特別警報に位置付けられる。

地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予測される場合 (緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予測される場合 (噴火警報（居住地域）を特別警報に位置付ける)

(2) 気象警報

暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

(3) 気象注意報

風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
-------	--

強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがある場合
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想された場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生すると予想される場合。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合
なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがある場合
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがある場合
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがある場合
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがある場合

(4) 地面現象警報及び注意報

地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象注意報に含めて発表される。

(5) 浸水警報及び注意報

浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象警報に含めて発表される。
------	---

浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象注意報に含めて発表される。
-------	---

(6) 洪水警報及び注意報

洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による災害があげられる。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された場合

2. 警報・注意報等の発表基準（上川南部）

(1) 警報

警 報 名	発 表 基 準
暴風警報	平均風速 16m/s 以上
暴風雪警報	平均風速 16m/s 以上で雪による視程障害を伴う。
大雨警報	P3-43 大雨警報基準に到達することが予想される場合
洪水警報	P3-43 洪水警報基準に到達することが予想される場合
大雪警報	12 時間降雪の深さ 40 cm 以上

(2) 注意報

注 意 報 名	発 表 基 準
強風注意報	平均風速 12m/s 以上
風雪注意報	平均風速 10m/s 以上で雪による視程障害を伴う。
大雨注意報	P3-44 大雨注意報基準に到達することが予想される場合
洪水注意報	P3-44 洪水注意報基準に到達することが予想される場合
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
大雪注意報	12 時間降雪の深さ 25 cm 以上
なだれ注意報	24 時間降雪の深さ 30 cm 以上、又は積雪の深さ 50 cm 以上で日平均気温 5 °C 以上

融雪注意報	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計
着雪注意報	気温0°Cくらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続
低温注意報	4～6月、8月中旬～10月（平均気温） 平年より6°C以上低い 7月～8月上旬（気温） 14°C以下が12時間以上継続 11月～3月（最低気温） 平年より12°C以上低い
濃霧注意報	視程 200m以下
霜注意報	最低気温 3°C以下
乾燥注意報	最小湿度 30%以下で、実効湿度 60%以下

(3) 記録的短時間大雨情報

1時間雨量 90mm以上

大雨警報基準

市町村をまとめた地域	市町村	大 雨	
		(浸水害)	(土砂災害)
		表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準
上川南部	富良野市	15	150
	上富良野町	14	153
	中富良野町	15	153
	南富良野町	14	130
	占冠村	14	169

洪水警報基準

市町村をまとめた地域	市町村	洪 水		
		流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
上川南部	富良野市	富良野川流域=28.7 ベベルイ川流域=16.2 ヌカシ富良野川流域=13.7 西達布川流域=16.4	—	空知川上流 (布部)

資料3 要綱・基準等

		川松沢川流域=4 布礼別川=7.8		
上富良野町		富良野川流域=17.7 ベベルイ川流域=11.7 ヌカクシ富良野川流域=9.6	—	—
中富良野町		富良野川流域=19.6 ベベルイ川流域=15.2 ヌカクシ富良野川流域=13.7 デボツナイ川流域=6.3	—	—
南富良野町		空知川流域=26.8 トナシベツ川流域=24.3 ユウトロシユベツ川流域=5	—	空知川上流 (布部)
占冠村		鶴川流域=33.5 双珠別川流域=22.8	—	—

大雨注意報基準

市町村をまとめた地域	市町村	大 雨	
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
上川南部	富良野市	7	94
	上富良野町	6	96
	中富良野町	9	96
	南富良野町	6	81
	占冠村	6	106

洪水注意報基準

市町村をまとめた地域	市町村	洪 水		
		流域雨量指数基準	複合基準	指定河川 洪水予報 による基 準
上川南部	富良野市	富良野川流域=22.9 ベベルイ川流域=12.9 ヌカクシ富良野川流域=10.9 西達布川流域=13.1 川松沢川流域=3.2	空知川流域 = (5、20) ベベルイ川 流域= (5、 8.7)	空知川上 流(布部)

		布礼別川=6.2	布礼別川流域=(5、6.2)	
	上富良野町	富良野川流域=14.1 ベベルイ川流域=9.3 ヌカクシ富良野川流域=7.6 ピリカ富良野川流域=4.8 ホロベツナイ川流域=3.6	ピリカ富良野川流域=(5、4.8)	—
	中富良野町	富良野川流域=15.6 ベベルイ川流域=12.1 ヌカクシ富良野川流域=10.9 デボツナイ川流域=5	ベベルイ川流域=(5、8.2)	—
	南富良野町	空知川流域=21.4 トナシベツ川流域=19.4 ユクトラシベツ川流域=4	空知川流域=(5、13.2)	空知川上流(布部)
	占冠村	鶴川流域=26.8 双珠別川流域=18.2	—	—

※注意

- (1) 注意報及び警報は市町村に設定されている基準に到達することが予想される場合、市町村毎に発表される。
- (2) 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。
- (3) 土壌雨量指数は降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- (4) 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指標。
- (5) 洪水警報・注意報の複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。
- (6) この基準は、2019年5月29日より適用する。

※風速は平均風速

参考「台風の大きさと強さ」			
大きさの階級分け		強さの階級分け	
風速 15m/s 以上の半径	階 級	最大風速	階 級
500 km未満	<表現なし>	33m/s 未満	<表現なし>
500 km～800 km未満	大型(大きい)	33m/s～44m/s 未満	強い
800 km以上	超大型(非常に大きい)	44m/s～54m/s 未満	非常に強い
		54m/s 以上	猛烈な

3. 水防活動用気象予報及び警報

市及び水防関係機関は、常に気象の状況に注意すると共に、水防活動用予報・警報、洪水予報、水防警報の収集・伝達に努める。

(1) 水防活動用予報・警報の種類

区分	種類	発表機関	内容
水防活動用気象注警報 水防活動用洪水注警報 気象業務法 第14条の2 第1項 水防法 第10条第1項	大雨注意報 大雨警報 大雨特別警報 洪水注意報 洪水警報	旭川地方気象台	水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、一般向け注意報及び警報により代行する。
洪水予報（指定河川） 気象業務法 第14条の2 第2項 水防法 第10条第2項	注意報 警報	旭川地方気象台 北海道開発局札幌開発建設部 共同	「空知川上流」について水位又は流量を示して行う予報
水防警報（指定河川） 水防法第16条	待機・準備 出動・指示 解除	北海道開発局札幌開発建設部 旭川建設管理部	指定河川区域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表する。

(2) 指定河川洪水予報（危険レベル、洪水予報の種類、水位の名称及び求める行動等）気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項に基づき旭川地方気象台及び北海道開発局札幌開発建設部が発表

火山現象警報及び火山現象予報の種類と呼び方 及び想定される現象等

十勝岳における噴火警戒レベル

平成20年12月16日運用開始

十勝岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キー)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●積雪期に岩屑などれを伴う噴火が発生、あるいは切迫しており、大規模な融雪型火山泥流の発生が予想される。 <p>過去事例 1926年5月24日16時17分過ぎ：噴火により中央火口丘が崩壊し大規模な泥流発生、あるいは山体崩壊に前駆して発生した12時11分の水蒸気爆発</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大噴火が発生、あるいは切迫しており、居住地域に到達する火碎流の発生が予想される。積雪期に火碎流が発生した場合には、大規模な融雪型火山泥流の発生が予想される。 <p>過去事例 約3,300年前の噴火</p>
	噴火警報(火口側)		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者等の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●地震活動や熱活動のさらなる活発化、地殻変動の増大等により、大噴火発生の可能性が高まる。 <p>過去事例 観測事例なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中噴火が発生、及び積雪期に小噴火が発生。 <p>過去事例 1962年6月30日02時45分：中噴火発生 1988年12月16日～1989年3月15日：小規模な爆発的噴火が繰り返し発生</p>
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意）。状況に応じて要配慮者等の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●地震活動が活発化し、有感地震、火山性微動が頻発する等により、噴火の発生が予想される。 <p>過去事例 1988年9月下旬：火山性地震の増加傾向開始 1988年10月～12月、1989年5月～6月：有感地震、微動の発生回数増加 1989年5月以降：有感地震、微動頻発 1926年5月：鳴動、噴火の10日前から有感地震</p> <ul style="list-style-type: none"> ●非積雪期に小噴火が発生、大きな噴石が概ね1～2km以内に飛散。 <p>過去事例 観測事例なし</p>
	噴火周辺規制	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意）。 火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●体に感じない微小な地震活動の一時的な高まりや火山性微動の発生、噴煙活動活発化等の熱活動の高まりがみられ、ごく小規模な噴火の発生が予想される。 <p>過去事例 1985年6月19日：62-1火口からごく小規模な噴火 1983年2月、5月：微小な地震が増加 1954年：大正火口の噴煙活動活発化、溶融硫黄流出 1952年8月17日：昭和火口形成 1925年12月：中央火口丘の火口内に新たな火口（大噴）出現</p>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山である)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏。状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の火山灰の噴出等の可能性あり。

注1) 本資料中の「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する程度の大きさのものとする。
注2) 本資料中の大噴火とは、噴煙が1万数千m以上上がる噴火であり、場合によって火碎流が居住地域まで流下し、それに伴う融雪型泥流が発生する。
注3) 中噴火とは、噴煙が数百m～1万m以上上がり、大きな噴石が火口から2～3kmまで飛散し、場合によって溶岩流を伴う噴火である。
注4) 小噴火とは、噴煙が1,000m程度以下、大きな噴石が火口から1～2kmまで飛散し、小規模な火碎流や融雪型泥流が発生する噴火である。

この噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整の上で作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、各町にお問い合わせください。


Japan Meteorological Agency
平成28年4月

災 害 履 歴

年 月 日	災害要因	被 害 状 況	関係河川等
1898/9/6~8	台風	豪雨による被害。空知川はん濫、作物全部流出	空知川
1911/5/11~21	山火事	下金山(道有林)の山火事の炎症による被害。東大演習林 3,600 町歩の原生林焼失	
1914/5/18~19	大火事	老節布川流域の山火事による被害。東大演習林、約 400 町歩の森林消失	
1916/5/7~5/8	暴風雨	豪雨による被害。空知川・布部川・布礼別川決壊、大洪水。道路・橋梁・農作物等の被害甚大	空知川・布部川・布礼別川
1919/8/19	大雨	大雨による被害。空知川堤防決壊、市街地全域浸水。床下浸水 450 戸、田畠冠水約 800ha。	空知川
1922/8/25	台風	台風の豪雨による被害。空知川とその支流はん濫。田畠の被害甚大	空知川及びその支流
1923/9/15~9/17	大雨	大雨による被害。全体の被害不詳。死者 1 名、負傷者 7 名、浸水家屋 450 戸、田畠冠水 20.4ha	
1926/5/24	火山噴火	十勝岳大爆発による被害。富良野市被害なし。死者・行方不明者 144 名、建物 37 棟・田畠 740ha 消滅	十勝岳噴火
1926/8	冷害	5~6 分作	
1931/8	冷害	低温・日照不足による被害。農作物 5 分作以下	
1932/8	冷害	低温・日照不足による被害。農作物 5 分作以下	
1933/8/6~8/8	大雨	豪雨による被害。空知川をはじめ主要河川氾濫。市街地一部を除いて床上浸水、橋流失多数、堤防・道路被害甚大	空知川他
1945/7	冷害	全国的凶作	
1947/8/15~8/16	豪雨	豪雨による被害。布礼別地区の永喜橋流出。地元住民死者 3 名	
1947/9/15	台風	台風 9 号による被害。山部地区の各河川氾濫し、堤防決壊、耕地の浸水。	
1952/3/4	地震	十勝沖地震の影響で、納屋・畜舎倒壊若干。暗渠排水等埋設施設に相当の被害	
1952/5/28	集中豪雨	集中豪雨による被害。麓郷・布礼別の農地に被害	
1952/7	冷害	5~6 分作	

資料5 災害対策資料

1953/7	冷害	5~6 分作	
1954/9/26	台風	台風 15 号による被害。家屋倒壊若干、農作物・公共施設・森林資源に相当の被害	
1956/7	冷害	低温・多雨・日照不足による被害。5~6 分作	
1961/7/24~7/26	大雨	大雨による被害。 各河川氾濫し、道路・橋梁等の被害甚大。 家屋浸水約 570 戸 農業被害 2400ha 17,934 万円 土木被害約 9,000 万円 (救助法適用)	
1962/8/3~8/4	台風	台風第 9 号による被害。 家屋浸水 1,381 戸、3,192 万円 農地被害 208ha、34,375 万円 土木被害 27,110 万円 その他被害 2,342 万円 被害総額 67,019 万円 (災害救助法適用)	
1962/8/3~8/4	台風	台風 9 号による被害。 山部地区で村内河川・道路・橋梁・農耕地・家屋など 被害総額 15 億円以上 死者 1 名 (災害救助法適用)	
1964/7	冷害	5~6 分作	
1966/8/19~20	集中豪雨	集中豪雨による被害。 大沼地区低地帯、鳥沼地区、新光町、住吉町、錦町で河川氾濫。 公共土木被害、商業被害 田畠冠水 1,191ha、家屋浸水 322 戸 被害総額 8,473 万円	
1968/5/16	地震	十勝沖地震による被害。 道路決壊、水道管破裂、家屋等の被害。 被害総額 1,038 万円	
1969/6/17	集中豪雨	集中豪雨による被害。 八幡丘・麓郷地区で農業被害 390ha、被害総額 45,400 万円	
1971/7	冷害	7 月の異常低温などにより市内全域の農作物に被害。 被害総額 116,490 万円	
1973/6/18	集中豪雨、降ひょう	ひょうを伴った集中豪雨による被害 東山地区農業被害	
1975/8/23~8/24	台風	台風 6 号で河川氾濫、道路・橋梁等被害、田畠冠水。 降雨量 168mm 家屋浸水 258 戸 330 万円 土木被害 39,044 万円 農業被害 33,100 万円 その他 9,396 万円 総額 81,870 万円	

資料5 災害対策資料

1976/	冷害	異常低温などによる被害。市内全域の農作物全般 被害総額 87,769 万円	
1977/6/8	集中豪雨 降ひょう	ひょうを伴った集中豪雨による被害。 東山地域農業被害 130ha 10,795 万円	
1978/4/17	突風	突風による被害。公共施設・農業ハウス被害 被害総額 999 万円	
1979/5/1	集中豪雨	集中豪雨による被害。麓郷・布礼別・東山・中五区で田畠冠水 200ha 被害総額 3,710 万円	
1979/7/8～7/11	集中豪雨 降ひょう	ひょうを伴った集中豪雨による被害。 島の下・学田・御料・東山地区で河川氾濫、道路・家屋被害 田畠冠水 207ha ひょう害 172ha 農業被害 129,812 万円 土木被害 5,126 万円 家屋被害 116 万円 その他 19,858 万円 被害総額 154,912 万円	
1979/9/30～10/1	集中豪雨	台風 16 号の影響による被害 各所の側溝はん濫、家屋浸水 被害総額 82,056 万円	
1980/7～9	冷害	異常低温などによる被害 全市にわたり冷害、農作物 8 分作 被害総額約 100,200 万円	
1981/8/4～8/6	集中豪雨	前線と台風 12 号による豪雨災害 住家被害（床上浸水 27 世帯、床下浸水 199 世帯）650 万円 農業被害 138,892 万円 土木被害 51,474 万円 その他被害 222 万円 被害総額 191,238 万円	※災害対策本部設置
1981/8/22～8/23	台風	台風 15 号と前線による豪雨災害。最大瞬間風速 19m/s の強風。 住家被害（一部損壊 27 世帯）820 万円 農業被害 11,722 万円 土木被害 100 万円 教育施設被害 700 万円 その他被害 100 万円 森林被害（国有林 2,530 万円、東大演習林推定 600,000 万円、私有林 687 万円） 被害総額 616,659 万円	
1982/8/29～8/30	集中豪雨	集中豪雨による被害。御料・学田・五区・山部地区 住家被害（床下浸水 11 世帯） 農業被害 5,227 万円	

資料5 災害対策資料

		土木被害 36,410万円 その他被害 277万円 被害総額 41,914万円	
1983/6～	冷害	6月以降の異常低温などによる被害。 水稻・畑作物など大幅減収 被害総額 約 263,400万円	
1985/8/31～9/1	台風	台風13号による大雨災害 農業被害 553万円 土木被害 19,354万円 被害総額 19,907万円	
1986/春	融雪	雪解け遅れによる被害。学田三区・山部 農業被害 930万円	
1986/5/30	集中豪雨	集中豪雨による被害。麓郷・布礼別・富丘・五区・平沢地区 農業被害 16,238万円 土木被害 1,122万円 被害総額 17,360万円	
1987/4/22	強風	強風による被害。農業ハウス被害 332万円	
1987/8/31	突風	台風12号くずれの突風による被害 家屋被害 農業被害 219ha 被害総額 約 2,000万円	
1990/8/22～8/23	台風	台風14号による被害。布礼別地区、農業被害 274万円	
1992/8/8～8/9	台風	台風10号から変わった低気圧による大雨災害 公共施設被害 2,675万円 土木被害 1,950万円 被害総額 4,625万円	
1993/5/下～9/下	冷害	5分作以下(平成米騒動)	
1997/6/12	集中豪雨	集中豪雨による被害。東山・平沢地区の局所豪雨 農業被害 2,200万円	
1997/8/10	台風	台風11号から変わった低気圧による大雨災害 農業被害 15,044万円 土木被害 1,700万円 教育施設被害 494万円 被害総額 17,238万円	※災害対策本部設置
1998/8/28～8/29	集中豪雨	前線停滞による豪雨災害 住家被害 床下浸水5棟 農業被害 14,654万円 土木被害 19,122万円 教育施設被害 556万円 被害総額 34,332万円	

資料5 災害対策資料

2001/9/9～9/12	台風	台風15号及び秋雨前線による豪雨災害。 農業被害 1,913ha 70,032万円 農業施設被害 5件 5,565万円 土木被害 10箇所 3,169万円 教育施設被害 11箇所 1,900万円 被害総額 80,666万円	
2004/2/22～2/23	暴風雪	発達した低気圧による暴風雨。 農業ハウス被害 238棟 4,750万円	
2004/8/31～9/1	台風	台風16号による暴風・突風災害。 農作物被害 5ha 126万円 農業ハウス被害 77棟 1,260万円 市有林被害 184本 27万円 学校被害 5箇所 49万円 被害総額 1,462万円	
2004/9/8	台風	台風18号による暴風・突風災害。 住家被害 50棟 151万円 農作物被害 26ha 2,557万円 農業ハウス 702棟 9,264万円 市有林 357本 51万円 一般廃棄物処理施設 1件 30万円 商工被害 4件 22万円 学校被害 12件 348万円 社会教育施設 5件 68万円 社会福祉施設 3件 36万円 被害総額 12,527万円	
2005/8/22	大雨	大雨による被害。空知川が増水し、河川敷内の空知川河川運動公園が水没・冠水等の被害が発生。 河川教育施設 10箇所 62万円 土木被害 33箇所 2,672万円	空知川
2005/9/8	台風	台風14号による被害。空知川が増水し、河川敷内の空知川河川運動公園が水没・冠水等の被害が発生。	空知川
2010/8/7～8	大雨・落雷	大雨・落雷による豪雨等被害。 農業被害 7ha 115万円 土木被害 68箇所 660万円 水道施設 1箇所 500万円	
2010/8/23～24	大雨	大雨等による被害。 土木被害 1,650万円	
2011/9/2～4	台風	台風12号及び前線による豪雨被害。市内3河川で避難判断水位を超えたため災害対策本部を設置。北大沼及び東学田二区を対象に避難勧告を発令。 農業被害 116ha 土木被害 68箇所 6,986万円	※災害対策本部設置
2012/9/13	大雨	大雨等による被害。	

資料5 災害対策資料

		土木被害 700万円	
2013/3/2～3/3	暴風雪	発達した低気圧による暴風雪被害。 死者 1名	
2013/4/6～4/7	暴風雨	発達した低気圧による暴風雨被害。 農業被害、教育施設被害	
2013/10/16～17	台風	台風 26号により暴風雪、降雪等が発生。東山、麓郷地区を中心に倒木により、停電、道路寸断による被害が発生。 農業被害 ビニールハウス等の被害 土木被害 309万円	
2016/8/17～18	台風	台風 7号による豪雨被害。降雨量 148mm 住宅被害 3棟（うち床上浸水 1カ所） 道路被害 45カ所 河川被害 4カ所	ヌッカクシ富良野川、頭無川
2016/8/20～23	台風	太夫 11号、9号による豪雨被害。大雨 洪水警報・土砂災害警戒情報発表により自主避難体制・避難勧告発令。 避難勧告地域 北斗町、西町の一部、 鳥沼地区、国子寮、 北大沼、東学田二区、 南扇山地区の一部 住宅被害 4棟 道路被害 49カ所 河川被害 14カ所 農業被害 143ha 水道施設被害 2件 河川教育施設 13カ所	頭無川、布礼別川、ベベルイ川、 富良野川、ヌッカクシ富良野川、西達布川、 白鳥川、北白鳥川、空知川 災害対策本部設置
2016/8/30～31	台風	台風 10号の北海道接近による被害。 金山ダムの大規模放流により山部地区に避難指示・避難勧告発令。 避難指示地域 共進地区・南陽地区の一部 避難勧告地域 山部東町・山部中町・ 山部南町・北星地区・ 桜丘地区の一部	空知川 ※災害対策本部設置
2017/9/18	台風	台風 18号による被害 土木被害 21路線 老節布会館屋根剥離 農業被害 450ha 等 農業施設被害 ハウス 4戸 22棟、牛舎2戸、D型倉庫 5戸	
2018/3/9	雪解け、降雨	76ミリの降雨及び気温の上昇に伴う融雪による被害。布礼別川下流、滝の沢川、7号沢川越水。 住宅被害 10棟（うち床上浸水 3棟、床下浸水 7棟） 農業被害 約 2ha	布礼別川下流、 滝の沢川、7号沢川 ※災害対策本部設置

資料5 災害対策資料

2018/9/6～7	地震	北海道胆振東部地震の影響により市内 全域で停電が発生。 停電による地下水断水被害 商業被害 観光被害 畜産被害 20戸で生乳約40トン廃棄	
------------	----	--	--

北海道内の主な被害地震(1900年以降)

発生年月日	地域(地震名称)	マグニチュード	家屋被害	死者(不明)
1915年3月18日	広尾沖	M7.0	—	2人
1933年3月3日	(三陸地震)	M8.1	67戸	13人
1938年5月29日	屈斜路湖付近	M6.1	7戸	1人
1940年8月2日	神威岬沖	M7.5	26戸	10人
1952年3月4日	(十勝沖地震)	M8.2	906戸	33人
1959年1月31日	弟子屈付近[2回発生]	M6.3	2戸	—
1968年5月16日	(1968年十勝沖地震)	M7.9	27戸	2人
1970年1月21日	北海道南部	M6.7	79戸	—
1973年6月17日	(1973年6月17日根室半島沖地震)	M7.4	2戸	—
1982年3月21日	(昭和57年浦河沖地震)	M7.1	13戸	—
1983年5月26日	(昭和58年日本海中部地震)	M7.7	9戸	4人
1993年1月15日	(平成5年釧路沖地震)	M7.8	53戸	2人
1993年7月12日	(平成5年北海道南西沖地震)	M7.8	601戸	229人
1994年10月4日	(平成6年北海道東方沖地震)	M8.1	61戸	—
2003年9月26日	(平成15年十勝沖地震)	M8.0	116戸	2人
2018年9月6日	北海道胆振東部地震	M6.7	409戸	41人

想定地震の地区別震度（平成28年度）

地 区 名	震 度	地 区 名	震 度	
1 花園町	5.99	35 南大沼	5.96	
2 錦町	5.99	36 西鳥沼	5.90	
3 住吉町	5.98	37 東鳥沼3	5.93	
4 新光町	5.98	38 北扇山	5.93	
5 瑞穂町	5.97	39 西扇山	5.96	
6 春日町	5.97	40 南扇山	5.92	
7 西麻町	5.96	41 布部市街地	5.91	
8 北麻町	5.96	42 布部	5.91	
9 東雲町	5.96	43 上五区	5.92	
10 東麻町	5.96	44 中五区	5.96	
11 南麻町	5.96	45 下五区	5.99	
12 東町	5.96	46 学田三区	5.98	
13 桂木町	5.99	47 下御料	5.98	
14 新富町	5.99	48 中御料	5.99	
15 弥生町	5.99	49 上御料	5.87	
16 若松町	5.99	50 八幡丘	5.82	
17 本町	5.99	51 富丘	5.84	
18 朝日町	5.99	52 布礼別	5.82	
19 日の出町	5.98	53 麓郷市街地	5.80	
20 幸町	5.98	54 北麓郷	5.80	
21 末広町	5.99	55 東麓郷	5.65	
22 栄町	5.97	56 南麓郷	5.63	
23 若葉町	5.98	57 西麓郷	5.80	
24 緑町	5.96	58 山部市街地	5.78	
25 扇町	5.95	59 山部北星	5.89	
26 南町	5.95	60 山部桜丘	5.87	
27 北の峰町	5.98	61 山部中央	5.87	
28 西町	5.99	62 山部共進	5.87	
29 北斗町	5.99	63 山部南陽	5.87	
30 島の下	5.92	64 東山	5.86	
31 清水山	5.99	65 西達布	5.82	
32 西学田二区	5.99	66 老節布	5.86	
33 東学田二区	5.99	67 平沢	5.86	
34 北大沼	5.98			

想定地震による地区別建物全壊率（平成28年度）

地 区 名		全壊率	地 区 名		全壊率
1	花園町	2.57%	35	南大沼	7.17%
2	錦町	3.60%	36	西鳥沼	5.48%
3	住吉町	3.06%	37	東鳥沼3	5.09%
4	新光町	2.51%	38	北扇山	5.70%
5	瑞穂町	3.48%	39	西扇山	5.19%
6	春日町	4.18%	40	南扇山	4.37%
7	西麻町	3.83%	41	布部市街地	4.49%
8	北麻町	3.47%	42	布部	5.88%
9	東雲町	1.21%	43	上五区	3.97%
10	東麻町	3.56%	44	中五区	3.97%
11	南麻町	4.01%	45	下五区	7.09%
12	東町	3.59%	46	学田三区	3.97%
13	桂木町	3.22%	47	下御料	3.80%
14	新富町	1.82%	48	中御料	3.74%
15	弥生町	2.49%	49	上御料	3.57%
16	若松町	4.31%	50	八幡丘	1.28%
17	本町	5.33%	51	富丘	2.81%
18	朝日町	4.86%	52	布礼別	2.48%
19	日の出町	6.12%	53	麓郷市街地	2.01%
20	幸町	4.32%	54	北麓郷	1.99%
21	末広町	4.71%	55	東麓郷	0.46%
22	栄町	5.27%	56	南麓郷	0.50%
23	若葉町	4.23%	57	西麓郷	1.90%
24	緑町	4.10%	58	山部市街地	1.56%
25	扇町	4.67%	59	山部北星	4.58%
26	南町	1.16%	60	山部桜丘	3.93%
27	北の峰町	2.87%	61	山部中央	4.14%
28	西町	2.84%	62	山部共進	4.21%
29	北斗町	1.73%	63	山部南陽	4.38%
30	島の下	2.68%	64	東山	3.87%
31	清水山	1.55%	65	西達布	3.30%
32	西学田二区	6.82%	66	老節布	4.85%
33	東学田二区	7.94%	67	平沢	4.02%
34	北大沼	7.71%			

重要水防箇所一覧(平成30年度)

(1) 国直轄区間

平成30年 富良野市 重要水防箇所調書(空知川)										
No.	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	箇所名	距離標	箇所	延長	
1682 空知川	左岸	堤防高	B	学田築堤	88.00 ~	68.15	0.15	68.00	169.85	
1683 空知川	右岸	堤防高	B	山部第3築堤	68.15 ~	68.20	0.05	68.00	169.85	
1684 空知川	左岸	堤防高	○	B	山部第2築堤	85.00 ~	85.31	0.41	85.20	223.03
1685 空知川	左岸	堤防高	B	山部第2築堤	85.31 ~	85.40	0.09	85.40	223.73	
1686 空知川	左岸	堤防高	○	A	東大築堤	88.00 ~	88.40	0.42	88.20	234.64
1717 空知川	右岸	堤防高	○	B	東大築堤	85.00 ~	85.20	0.16	85.00	223.03
1718 空知川	右岸	堤防高	A	B	東大築堤	88.40 ~	88.50	0.10	88.40	236.19
1727 空知川	左岸	堤防断面	B	学田築堤	66.90 ~	67.05	0.13	67.00	167.34	
1728 空知川	左岸	堤防断面	B	山部第2築堤	77.00 ~	77.20	0.20	77.00	196.03	
1729 空知川	左岸	堤防断面	B	山部第2築堤	77.30 ~	77.70	0.40	77.40	197.04	
1730 空知川	左岸	堤防断面	○	B	山部第2築堤	79.40 ~	79.60	0.22	79.40	204.29
1731 空知川	左岸	堤防断面	B	山部第2築堤	81.40 ~	82.20	0.79	81.80	211.00	
1738 空知川	右岸	堤防断面	B	富良野築堤	68.40 ~	68.60	0.18	68.40	170.87	
1739 空知川	右岸	堤防断面	B	富良野築堤	68.80 ~	69.00	0.18	69.00	171.80	
1740 空知川	右岸	堤防断面	B	富良野築堤	69.10 ~	69.40	0.30	69.20	172.28	
1741 空知川	右岸	堤防断面	B	富良野築堤	71.50 ~	71.64	0.14	71.60	178.11	
1742 空知川	右岸	堤防断面	B	布部築堤	71.68 ~	71.74	0.06	71.80	178.43	
1743 空知川	右岸	堤防断面	B	布部築堤	73.71 ~	73.80	0.09	73.80	184.88	
1744 空知川	右岸	堤防断面	B	布部築堤	74.70 ~	74.93	0.26	74.80	188.33	
1745 空知川	右岸	堤防断面	B	布部築堤	75.10 ~	75.39	0.18	75.20	189.66	
1746 空知川	右岸	堤防断面	B	布部築堤	75.40 ~	75.60	0.18	75.40	191.02	
1747 空知川	右岸	堤防断面	B	布部築堤	76.20 ~	76.40	0.18	76.20	193.65	
1748 空知川	右岸	堤防断面	B	東大築堤	83.10 ~	83.30	0.20	83.20	216.35	
1749 空知川	右岸	堤防断面	B	東大築堤	83.40 ~	84.00	0.46	83.60	217.75	
1750 空知川	右岸	堤防断面	B	東大築堤	84.60 ~	84.80	0.15	84.60	221.70	
1752 空知川	左岸	蓄水	○	B	五区築堤	68.76 ~	71.50	2.64	70.20	174.68
1755 空知川	左岸	水衝・洗掘	○	B	五区築堤	69.00 ~	69.44	0.42	69.20	172.28
1756 空知川	左岸	水衝・洗掘	○	B	山部第1築堤	74.93 ~	75.15	0.21	75.00	189.00
1764 空知川	-	上作物	○	B	平和橋	80.36		80.36	206.72	208.22
1765 空知川	-	上作物	B	山部大橋	83.42		83.42	217.06	218.56	
1767 空知川	左岸	重点区間	○	B	学田築堤	66.30 ~	66.50	0.16	66.40	166.47
1788 空知川	左岸	重点区間	○	五区築堤	69.50 ~	69.70	0.19	69.60	173.22	
1789 空知川	左岸	重点区間	○	五区築堤	73.30 ~	73.50	0.18	73.40	183.53	
1790 空知川	左岸	重点区間	○	山部第1築堤	74.90 ~	75.10	0.19	75.00	189.00	
1791 空知川	左岸	重点区間	○	山部第1築堤	75.90 ~	76.10	0.25	76.00	192.38	
1792 空知川	左岸	重点区間	○	山部第2築堤	79.50 ~	79.70	0.21	79.60	204.29	
1793 空知川	左岸	重点区間	○	山部第2築堤	80.90 ~	81.10	0.20	81.00	208.88	
1794 空知川	左岸	重点区間	○	山部第3築堤	83.90 ~	84.10	0.32	84.00	218.92	
1795 空知川	左岸	重点区間	○	山部第3築堤	85.10 ~	85.30	0.26	85.20	223.03	
1796 空知川	左岸	重点区間	○	B	学田築堤	88.10 ~	88.30	0.21	88.20	234.54
1805 空知川	右岸	重点区間	○	B	山部第2築堤	64.90 ~	65.10	0.20	65.00	164.46
1806 空知川	右岸	重点区間	○	富良野築堤	67.10 ~	67.30	0.19	67.20	167.65	
1807 空知川	右岸	重点区間	○	布部築堤	75.90 ~	76.10	0.18	76.00	192.38	
1808 空知川	右岸	重点区間	○	B	山部第1築堤	80.30 ~	80.50	0.20	80.40	206.88
1809 空知川	右岸	重点区間	○	B	山部右岸築堤	80.50 ~	80.69	0.19	80.60	207.51
1810 空知川	右岸	重点区間	○	B	東大築堤	80.90 ~	81.10	0.16	81.00	208.88
1811 空知川	右岸	重点区間	○	B	東大築堤	85.10 ~	85.30	0.18	85.20	223.03
1812 空知川	右岸	重点区間	○	B	東大築堤	85.10 ~	85.30	0.18	85.20	224.53

※資料 札幌開発建設部河川管理課

消防力の現況（平成30年1月1日現在）

人員車両

	職員	水槽付消防ポンプ自動車	大型水槽消防自動車	化学消防自動車	消防ポンプ自動車	救助工作車	高規格救急自動車	指令車	広報車	連絡車	人員輸送車 (マイクロバス)
富良野消防署	32	1	1	1		1	2	1	2	1	1
山部出張所	10	1	1				1		1		
計	42	2	2	1		1	3	1	3	1	1

	団員	水槽付消防ポンプ自動車	大型水槽消防自動車	化学消防自動車	消防ポンプ自動車	救助工作車	高規格救急自動車	指令車	広報車	連絡車	人員輸送車 (マイクロバス)
団本部	3										
第1分団(富良野)	37				3						
第2分団(東山)	50	1			2						
第3分団(山部)	30				1						
第4分団(麓郷)	24	1			1						
第5分団(布部)	16				1						
計	160	2			8						

消防水利の現有状況（基準外含む）

	防火水槽		消火栓	井戸等
	40m ³ 以上	40m ³ 未満		
富良野	29	3	229	11
東山	7	5	3	
山 部	14	4	20	
麓郷	6	1		
布 部	5		5	
計	61	13	257	11

避難所一覧(平成31年●月●日現在)

○広域避難場所(指定緊急避難場所)

No.	避難所名称	所在	面積 (m ²)	収容 人数	洪水 時	備 考
1	ふらの農協駐車場	朝日町3番	3,600	0		
2	みどり公園	緑町13番	1,500	0		
3	錦町公園	錦町12番	4,300	0		
4	富良野市陸上競技場	桂木町5番	8,400	0		
5	朝日ヶ丘総合公園駐車場	字下御料	4,000	0		
6	チーズ工房前庭	字中五区	3,000	0		
7	山部中央公園	山部東町8番	1,538	0		

○指定緊急避難場所

No.	避難所名称	所在	面積 (m ²)	収容 人数	洪水 時	備 考
1	島の下会館	字島の下	149	74		
2	ぶどう果汁工場	字西学田二区	816	408	○	
3	富良野スポーツセンター	桂木町5番10号	3,357	1,678	●※	
4	富良野文化会館	弥生町1番2号	3,954	1,977	●※	
5	富良野看護専門学校	弥生町5番1号	3,076	1,538	●※	
6	富良野地域人材開発センター	西麻町1番1号	2,429	1,214	●※	
7	北の峰コミュニティセンター	北の峰町8番1号	417	208	○	
8	富良野自動車学校	字西扇山2	466	233	●※	
9	扇山公民会館	字南扇山3	403	201		
10	布部会館	字布部市街	338	160		
11	御園会館	字上御料	178	89		
12	山部北星地区コミュニティセンター	字山部東14線2番地	338	169		
13	山部南陽地区コミュニティセンター	字山部西24線3番地	286	143		
14	東山支所	字東山あかしや	864	432		
15	西達布おもと会館	字西達布おもと	168	84		
16	西達布集落センター	字西達布市街	375	187	○	

資料7 避難所等関係

17	三の山会館	字西達布つつじ	119	59		
18	平沢集落センター	字平沢	313	156	○	
19	麓郷集落センター	字麓郷市街	407	203	○	
20	富丘総合会館	字西富丘	160	80	○	
21	八幡丘会館	字八幡丘	222	111	○	

○指定避難所

No.	避難所名称	所在	面積 (m ²)	収容 人数	洪水 時	備 考
1	富良野西中学校	桂木町1番	1,187	593	●※	外部給電有
2	富良野小学校	若松町10番1号	1,258	629	●※	外部給電有
3	富良野高等学校	末広町1番1号	1,350	675	●※	自家発電有
4	扇山小学校	緑町8番20号	1,091	545	●※	
5	富良野綠峰高等学校	西町1番1号	1,586	793	●※	自家発電有
6	富良野東中学校	瑞穂町1番30号	1,281	640	●※	外部給電有
7	東小学校	北麻町8番1号	1,002	501	●※	外部給電有
8	鳥沼小学校	字東鳥沼	703	351		
9	布部小中学校	字上五区	932	466	●※	
10	山部小学校	山部東町8番64号	922	461	●※	外部給電有
11	生涯学習センター	字山部東21線12番地	1,257	628	●※	
12	樹海中学校	字東山共栄	870	435	●※	
13	樹海小学校	字老節布市街	759	379	○	外部給電有
14	麓郷小中学校	字南麓郷	932	466	●※	外部給電有
15	布礼別小学校	字布礼別市街	683	341	○	

○福祉避難所

No.	避難所名称	所在	面積 (m ²)	収容 人数	洪水 時	備 考
1	ふれあいセンター	春日町12番5号	1,559	779	●※	外部給電有
計			52,178	17,871		

※●ハザードマップでは浸水想定区域であるが、避難（場）所が2階以上である施設。

洪水時は2階以上に避難するものとする。

防災機材整備状況一覧(平成31年1月1日現在)

区分	分類	種別	規格	単位	数量	管理保管場所
機材	救助用具	担架		台	5	本庁舎*PBX(2台)、山部支所、東山支所、保健センター
機材	ケーブル類	ドラム式コード(電エドラム)	20m	台	1	本庁舎 PBX
機材	土木用材	カマ(鎌)		丁	3	本庁舎
機材	土木用材	クリッパー		丁	1	本庁舎
機材	土木用材	しの		丁	7	水防倉庫
機材	土木用材	スコップ	剣先	丁	28	本庁舎(8)、水防倉庫(20)
機材	土木用材	ツルハシ		丁	18	水防倉庫
機材	土木用材	ペンチ		丁	6	水防倉庫
機材	土木用材	掛矢		丁	10	水防倉庫
機材	土木用材	鍬		本	5	水防倉庫
機材	土木用材	斧		丁	1	水防倉庫
物資	避難施設用品	毛布		枚	410	本庁舎 5F(180)、ふれあいセンター(230)
物資	暖房器具	灯油ストーブ		台	3	水防倉庫(2)、山部支所
機材	発電機	発動発電機	1.0~2.0KVA	台	1	本庁舎車庫(Na4)
機材	発電機	発動発電機	2.0~3.0KVA	台	1	本庁舎車庫(Na4)
機材	発電機	発動発電機	4.0KVA	台	1	本庁舎車庫(Nα4) ※道防災用品
機材	標識類	通行止標識		枚	5	水防倉庫
機材	標識類	矢印標識板		枚	28	水防倉庫
機材	照明器具	懐中電灯		個	11	本庁舎(総務課)
資材	油処理財	オイルフェンス	タフネル TF-20010m	本	16	水防倉庫
資	油処理財	オイルマット	タフネル	枚	820	水防倉庫

資料8 防災資機材等関係

材			BL-5050cm × 50cm × 4mm			
資材	油処理財	中和剤	アースグリーン等(1.8L)	缶	3	水防倉庫
資材	土木用材	むしろ		枚	3	水防倉庫
資材	土木用材	アンカーピン	Φ13mm × 0.8m	本	600	水防倉庫
資材	土木用材	なまし鉄線	#10	kg	200	水防倉庫
資材	土木用材	鉄線	#10	kg	225	水防倉庫
資材	土木用材	土のう袋(麻袋含む)	480mm × 620mm	枚	5,900	水防倉庫
資材	土木用材	縄	Φ8mm × 20m	巻	16	水防倉庫
物資	緊急支援物資	折りたたみ水入れ	10リットル蛇口付(ビニール袋)	枚	490	中五区水源
物資	緊急支援物資	折りたたみ水入れ	6リットル蛇口付(ビニール袋)	枚	3,045	中五区水源
物資	緊急支援物資	ポリタンク	浄水用 18L	個	463	中五区水源
機材	発電機	発動発電機	26~45KVA	台	1	水防倉庫
機材	発電機	発動発電機	40KVA	台	1	本庁舎

給水用資機材保有状況一覧(平成31年1月1日現在)

No.	資器材名	数量	保管場所	備考
1	ポリタンク	463	中五区浄水場 Tel22-3730	浄水用 18 リットル
2	ろ水器	0	"	
3	給水タンク	2	"	2t
4	給水タンク	1	"	1t

生活関連物資備蓄一覧(平成31年1月1日現在)

物品種類(名称)	備蓄目標	現有数量	保管場所
給水袋(10リットル)		490	水源(中五区)
給水袋(6リットル)		3045	水源(中五区)
毛布		410	市役所 180、ふれあいセンター230
毛布(ブランケット)		60	山部支所 20・東山支所 20、麓郷小学校 10、布礼別小学校 10
アルミマット		100	市役所 20・ふれあいセンター80
給水タンク(18リットル)		516	水源(中五区)
乾パン・調理済食糧		0	
保存食(えいようかん)		9	市役所
医薬品		0	
担架		5	市役所(2)保健センター(1)支所(各1)
非常用発電機		5	水防倉庫、山部・東山支所、麓郷消防、布礼別小学校 各1
照明セット3脚付		5	水防倉庫、山部・東山支所、麓郷消防、布礼別小学校 各1
暖房器具		3	水防倉庫、東山支所、布礼別
炊き出し用具		0	
ガソリン携行缶		5	水防倉庫、山部・東山支所、麓郷消防、布礼別小学校 各1
トリアージタグ		2	市役所
防水ミニメガホン		5	市役所、山部・東山支所、麓郷消防、布礼別小学校 各1
ラジオ付LEDライト		5	市役所、山部・東山支所、麓郷消防、布礼別小学校 各1
ランタン		5	市役所、山部・東山支所、麓郷消防、布礼別小学校 各1
差込式メッシュベルト		60	市役所
携帶用トイレ(1回使い切り)		1000	市役所
便袋100枚入		2	ふれあいセンター
トイレダスト回収パック50回分		2	ふれあいセンター
ダストキャリー		2	ふれあいセンター

資料8 防災資機材等関係

消臭シート 50回分		22	ふれあいセンター
さわやか清拭くタオル		20	ふれあいセンター
まごころ手袋 100枚入り M		2	ふれあいセンター
まごころ手袋 100枚入り L		2	ふれあいセンター
リハビリパンツ22枚入り M		10	ふれあいセンター
リハビリパンツ22枚入り L		10	ふれあいセンター
横止め安心テープ止め20枚入り(おむつ) M		10	ふれあいセンター
横止め安心テープ止め20枚入り(おむつ) L		10	ふれあいセンター
テント付簡易トイレ		2	水防倉庫

災害時における応急対策業務に関する協定

旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町及び幌加内町の上川総合振興局管内市町村（以下「甲」という。）と上川地方建設業協会連絡協議会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、災害応急対策の業務等（以下「業務等」という。）に関して、乙に協力を求めるに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務等は、次のものとする。

- (1) 緊急人命救助に伴う障害物の除去のための業務
- (2) 道路施設の損壊等に伴う道路交通確保のための業務
- (3) 河川施設の損壊等に伴う治水安全確保のための業務
- (4) 緊急パトロール業務
- (5) その他甲が必要と認める緊急応急業務

2 乙の所属会員等は、前項に規定する業務に従事するに当たり、必要がある場合については、警察官、消防職員等と連携し、従事者の安全を確保した上でこれを行うものとする。

（要請）

第3条 甲のうち、業務等のため、乙の所属会員等が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の協力が必要と認める市町村（以下「要請市町村」という。）は、乙に対し、別紙様式1の要請書により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務の内容
- (2) 協力を要請する建設資機材等の車種、台数及び人員
- (3) 協力を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要事項

2 乙は、通信の不能等により第1項の規定による要請が行われない場合において、前条に規定する業務等への協力が必要であると認められる災害の発生を認めたときには、前項の要請を待たずに必要な体制を整えるものとする。

3 本条は、要請市町村が直接企業等へ要請することを妨げるものではない。

（会員等への通知）

第4条 乙は、要請市町村から前条の要請があったときは、直ちに乙の所属会員に対しその旨を通知するものとする。

2 乙は、前条の要請に基づき協力派遣する会員（以下「派遣会員」という。）を決定したときは、速やかに要請市町村に連絡するものとする。

3 乙は、派遣会員が要請市町村の区域に存しない会員である場合は、派遣会員が存する甲の市町村にその旨を通知するものとする。

4 前条第3項において、要請市町村の区域に存しない企業等へ直接要請した要請市町村は、その企業が存する甲の市町村にその旨を通知するものとする。

（活動の報告）

第5条 派遣会員は、第2条に規定する業務が完了したときは、速やかに別紙様式2号により要請市町村に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条の要請に基づく派遣会員の活動に要する費用は、要請市町村が負担する。

2 費用の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費を基準として、要請市町村及び派遣会員が協議して定めるものとする。

(契約の締結)

第7条 要請市町村は、乙から第4条第2項に規定する通知を受けたときは、要請市町村の規程に基づき、必要な契約を締結するものとする。

(損害の負担)

第8条 第2条の業務等により第三者に及ぼした損害の負担は、要請市町村及び派遣会員が協議して定めるものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務等に従事した者が、本業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務等従事者の使用者の責任において行うものとする。

(他の協定等との関係)

第10条 甲と乙又は乙の所属会員がすでに締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後も有効とする。

2 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 甲又は乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適時必要な訓練を実施するものとする。

(情報の共有)

第12条 甲又は乙は、この協定の適正な運用を確保するため、平素から資機材の保有状況など必要な情報の共有に努めるものとする。

(災害情報の提供)

第13条 乙及び乙の所属会員等は、諸活動中に把握した災害の情報を、積極的にその災害の情報に関する甲の市町村に提供するものとする。

(連絡調整員の派遣)

第14条 要請市町村は、第3条の要請に当たり、乙に対し、必要に応じて連絡調整員の派遣を求めることができる。

2 乙は、前項の求めを受けたときは、可能な限り要請市町村へ連絡調整員を派遣するものとする。

(連絡責任者)

第15条 甲及び乙は、この協定を円滑に実施するために、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第17条 この協定の有効期限は、覚書締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までにいずれからも申し出がないときは、更に1年間覚書を自動的に更新し、以後についても同様とする

この覚書を証するため本書24通を作成し、甲の市町村長及び乙の代表者が記名押印の上、各自1通を保有し、乙の代表者は、乙の会員に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年10月30日

甲	旭川市 士別市	旭川市長 士別市長	西川将人 牧野勇司
---	------------	--------------	--------------

資料9 各種協定等

名寄市	名寄市長	加藤剛士	昭
富良野市	富良野市長	能登芳男	
鷹栖町	鷹栖町長	谷寿本	進
東神楽町	東神楽町長	山本健一	
当麻町	当麻町長	菊川喜代志	
比布町	比布町長	伊藤秀幸	
愛別町	愛別町長	前田佛治	
上川町	上川町長	佐藤芳郎	
東川町	東川町長	松岡市郎	
美瑛町	美瑛町長	浜哲	
上富良野町	上富良野町長	向山富夫	
中富良野町	中富良野町長	木佐剛三	
南富良野町	南富良野町長	池部彰	
占冠村	占冠村長	中村博	
和寒町	和寒町長	奥山盛	
剣淵町	剣淵町長	早坂純夫	
下川町	下川町長	谷口之	
美深町	美深町長	山口信夫	
音威子府村	音威子府村長	佐近勝	
中川町	中川町長	川口精雄	
幌加内町	幌加内町長	細川雅弘	

乙 上川地方建設業協会連絡協議会

会長 川島崇則

(別記様式第1号及び別記様式第2号 省略)

災害発生時における富良野市と 富良野市内郵便局の協力に関する協定

北海道富良野市(以下「甲」という。)と富良野市内郵便局(以下「乙」という。)は、富良野市内に発生した地震その他のによる災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおりに協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、富良野市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び(同意の上で作成した)避難者リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路などの損傷状況の地方公共団体等への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)(別添)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたいときは、その緊急性に鑑み、業務支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に格段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりにする。

甲 富良野市 総務課長
乙 富良野郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約に申し出がないときには、有効期間最終日から起算してさらに1年間効力を有するものとし、以後も同様する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年3月29日

甲 住所 富良野市弥生町1番1号
代表 富良野市長 北 猛 俊

乙 住所 富良野市若松町4番1号
富良野市内郵便局
代表 日本郵便株式会社 北海道支社長 長野 善仁

災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

富良野市（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びにセブン・イレブン店舗の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

- 第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、
その調達
が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。
(1) 富良野市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
(2) 富良野市以外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あっせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

（調達物資の範囲）

- 第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。
但し、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、セブン・イレブン店舗への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否を決定するものとする。
(1) 食料品
(2) 飲料
(3) 日用品
(4) その他甲が指定する物資

（調達物資の数量）

- 第3条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（要請の方法）

- 第4条 第1条の要請は、「物資発注書（別紙1）」により行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

- 第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。
2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用）

- 第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。
2 物資の代金は、災害発生時の直前における店頭販売価格を基準として、甲乙協議の上決定する。
3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、掛かる費用は甲の負担とする。

(情報提供)

第7条 甲は、平時又は災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等をセブン・イレブン店舗を通じて来店者等に対し、情報提供するよう努めるものとする。

(営業の継続又は早期再開)

第8条 甲は、住民の生活安定を確保するため、乙に対してセブン・イレブン店舗の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、この協定書の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届(別紙2)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両、及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように、可能な限りの支援をするものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。但し、この協定の

有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が

満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、1ヶ月前までに相手方に書面により申し入れることにより、この協定を終了することができる。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年2月17日

甲 北海道富良野市弥生町1番1号
富良野市長 能登芳昭

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役 古屋一樹

自治体と上富良野駐屯地との連絡体制の強化に係る協定書

富良野市（以下「甲」という。）と陸上自衛隊上富良野駐屯地（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。）発生時等における甲及び乙の情報共有を要領に関し、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の連絡体制を強化し、情報共有の促進を図るとともに、情報の収集及び共有要領を定め、富良野市内における迅速かつ円滑な人命救助活動に資することを目的とする。

（平素からの連絡体制の充実）

第2条 甲及び乙は、災害に係る情報伝達及び情報共有を円滑にするため、連絡体制について次のように定めるほか、複数の情報伝達手段の確保に努め、連絡体制の充実を図るものとする。

（1）甲

連絡先名称	昼夜	電話番号	FAX番号	衛星電話番号
富良野市役所総務課	昼	0167-39-2300	0167-23-2120	
	夜	0167-39-2300		
インターネットメールアドレス	sohmu-ka@city.furano.hokkaido.jp			

注 この表において、「昼」とは8時45分から17時15分まで、「夜」とは17時15分から翌日8時45分までをいう。

（2）乙

連絡先名称	昼夜	電話番号	FAX番号	衛星電話番号
第104特科大隊 (第3係)	昼夜	0167-45-3101 (内線) 2263	0167-45-3101 (内線) 2623	080-1880-3634 (初動部隊) 080-8752-2963 (4群2科)
上富良野駐屯地 当直司令		0167-45-3101 (内線) 2301	0167-45-3101 (内線) 2621	
インターネットメールアドレス	1ab4fagp-na@inet.gsdf.mod.go.jp			

注 この表において、「昼」とは8時から17時まで、「夜」とは17時から翌日8時までをいう。

（情報の収集・伝達）

第3条 甲及び乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、あらゆる手段を用いて情報の収集に努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、警戒・非常配備体制（非常勤務態勢）をとった場合及び災害情報を入手した場合は、速やかに相互連絡するものとする。
- 3 乙は、必要に応じ甲に連絡幹部等を派遣し、情報の収集・伝達体制を強化するとともに、甲は乙が設置する連絡調整所を災害対策本部等内に設置できるよう配慮するものとする。
- 4 甲及び乙は、情報資料の収集に際し、甲及び乙が協議して定める様式を用いて、迅速・確実な情報資料の伝達を図るものとする。

（情報の分析・共有化）

第4条 甲は、収集した情報資料を各関係機関と協力して分析・処理するとともに、各関係機関との共有化を図るものとする。この際、乙は甲が行う災害情報等の分析に関して、積極的に協力するものとする。

(普及・教育)

第5条 甲及び乙は、情報の共有要領についてそれぞれの職員(隊員)に対し教育を実施して、周知徹底を図るものとする。

(訓練の実施)

第6条 甲及び乙は、本協定に定める内容を自ら実施する訓練に努めて反映させるとともに、訓練の実施に当たり相互協力するものとする。

2 甲及び乙は、訓練成果に基づき、本協定を改善して実効性を高めるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定書に定めない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成29年5月22日

甲 富良野市
富良野市長

乙 陸上自衛隊上富良野駐屯地
司令

富良野市と公益社団法人隊友会旭川地方隊友会富良野支部による 災害時等における防災支援に関する協定書（案）

富良野市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会、旭川地方隊友会 富良野支部（以下「乙」という。）は、大規模災害等から、地域住民の生命、身体及び財産を守るために行う協力（以下「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内において風水害、地震、雪害、噴火その他大規模災害等発生のため、協定の必要性が生じ、又は発生の恐れがある場合（以下「災害」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害等において災害対策本部（以下「本部」という。）を設置した場合、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し次の事項について協力を要請する事ができる。

- （1）災害、安否及び生活情報の収集・伝達の補助
- （2）給水及び炊き出し、その他の救援活動の補助
- （3）避難所の開設及び運営の補助
- （4）がれきの撤去及び清掃、又は防疫の補助
- （5）物資・資材等の輸送及び配分の補助
- （6）その他、甲が必要と認める業務の補助

（協力の要請等）

第3条 甲が、乙に対して前条各号に定める協力を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、文書による要請のいとまがないときは、口頭で要請し、速やかに文書を送付するものとする。

- 2 乙は、甲の要請に可能な範囲で協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するもとする。

(安全の確保)

第4条 甲は、要請を受けて協力を要請する乙の会員に対し、その協力の内容に応じ安全の確保に十分に配慮するものとする。

2 甲が、協力要請を行う場合は、乙に対して協力実施地域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

(会員の移動手段)

第5条 甲の要請により、乙の会員が協力」実施地域に移動する手段は、原則として乙が行うものとする。この際甲は、乙の移動が円滑なものとなるよう必要な処置を講ずるものとする。ただし、乙による移動手段の手配が困難な場合は、甲が行うものとする。

(会員の受入)

第6条 甲は、乙の会員が指定した場所に到着後、乙の会員を直ちに受入れるとともに、乙の会員に必要な指示を行うものとする。

2 甲は、乙の会員を受入れたときは、乙に対して速やかに受入れ完了を通知するものとする。

(協力の為の準備)

第7条 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について、平常より相互に通知しておくものとする。

2 乙は、甲からの協力の要請に迅速・的確に応じるため、年度当初に会員数を把握するものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が協力を生じる諸経費は、乙の負担とする。

(災害補償等)

第9条 甲は、要請により協力した乙の会員が、その者の責に帰すことができない理由により死亡、その他の事故が生じたときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害賠償に関する条例」(昭和38年北海道条例56号)に準じ補償をする。

ただし、他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免

れる。

(平時の活動)

第10条 甲及び乙は、協力が円滑に行われるよう、平素から情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する訓練等への参加に努めるなど、防災意識を高揚し、災害時に備える。又、甲は、乙の協力に必要な支援を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、1通を保有する。

平成30年3月30日

甲 富良野市

市長 能登芳昭 印

乙 公益社団法人隊友会 旭川地方隊友会 富良野支部

支部長 小玉憲仁 印

災害に係る情報発信等に関する協定

富良野市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関するとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、富良野市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、富良野市が富良野市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ富良野市の行政機能の低下を軽減させるため、富良野市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次のとおり、富良野市及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、富良野市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、富良野市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 富良野市が、富良野市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 富良野市が、富良野市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 富良野市が、災害発生時の富良野市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 富良野市が、富良野市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 富良野市及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になれるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、富良野市及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを隨時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく富良野市及びヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、富良野市から提供を受ける情報について、富良野市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、富良野市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、富良野市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、富良野市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年1月17日

富良野市：北海道富良野市弥生町1番1号
富良野市長 北 猛俊

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊 健太郎

災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定書

富良野市（以下「甲」という。）と株式会社共成レンテム富良野営業所（以下「乙」という。）とは、災害時等におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、富良野市内において災害対策基本法第2条第1号で定義された災害及び、大規模な事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）に甲と乙が相互に協力して災害時等における住民生活の早期安定を図ることを目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（協力の要請）

第3条 災害時等において機材を必要とするときは、甲は、乙に対して保有機材についての協力を要請するものとする。

- 2 甲の乙に対する要請の手続きは、機材提供に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提出するものとする。
- 3 前項の規定する連絡を行うため双方の担当者及び連絡先について書面を持って周知するものとする。

（機材の品目）

第4条 甲が乙に提供要請する品目は、発電機、投光機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウスのほか、乙が機材として保有又は調達できるものとする。

- 2 前項の規定の品目について、品目調達可能台数を必要に応じ、甲に提供するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

- 2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（機材の引渡し）

第6条 乙は、要請を受けたときは甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第7条 乙が提供した機材に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、機材及び運搬に要する費用を整理し、書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(協定に定めのない事項)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議をして決定するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2019年4月1日

甲 富良野市長 北 猛 俊

乙 株式会社共成レンテム富良野営業所
所長 川田 純久

包括連携協定書

富良野市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）とは、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、双方協議の上、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、自らの事業活動の範囲内で、連携して取り組むよう努めるものとする。

（1）災害対策に関すること

- ・災害時の支援物資の輸送協力や倉庫、運搬機材の提供
- ・帰宅困難者への支援
- ・行政機関への情報提供の協力

（2）物流・人流の活性化に関すること

- ・交通事業者との連携による「客貨混載」の推進
- ・ふらのエリア内における輸送効率化の推進

（3）観光支援や地場産品の販路拡大に関すること

- ・観光客の利便性向上に向けた手ぶら観光の推進
- ・国内外に向けた地場産品の販路拡大推進
- ・「ふらのオリジナルBOX」等によるふらのの魅力発信

（4）環境維持・保全に関すること

- ・「クロネコ環境教室」の開催などによる環境教育の推進

（5）地域の福祉に関すること

- ・生活困窮者の自立に向けた就労支援
- ・障がい者の自立に向けた就労支援

（6）安全・安心な地域づくりに関すること

- ・高齢者、障がい者、子どもその他住民等の何らかの異変に気付いた場合の情報提供
- ・道路損傷等の情報提供
- ・公共用地における不法投棄が疑われる廃棄物等の情報提供

（7）その他富良野の活性化に関すること

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組の内容及び実施方法については、甲乙協議の上、連携事項ごとに、別途、取り決めるものとする。

（費用の負担）

第3条 本協定に基づき、甲の依頼により乙が行った前条第1項第1号に係る業務の諸費用（以下「費用」という。）については、原則として甲が負担するものとし、業務を実施した時点において所管行政庁に届けている運賃及び料金等を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。なお、連携事項ごとに別途、費用に関して取り決めた場合はこの限りでない。

(費用の支払)

第4条 甲は、前条の規定に基づき乙から請求を受けたときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(確認事項)

第5条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定を締結し2019年4月23日から2020年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも意思表示がないときは、有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間同一条件で更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間中といえども、本協定の履行を困難とする事由等が発生したときは、3月前までに書面をもって、相手方に通知することで、本協定の解約を行うことができる。

(本協定書の変更)

第7条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年4月23日

甲：北海道富良野市弥生町1番1号
富良野市
富良野市長 北 猛 俊

乙：北海道旭川市永山北1条9丁目20番1号
ヤマト運輸株式会社 道北主管支店
支店長 佐 藤 賢 吾

防災協定締結先一覧（平成31年1月現在）

協定名	締結日	締結先	担当（要請）窓口 (電話番号)
災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	平成27年3月31日	北海道 北海道市長会 北海道町村会	上川総合振興局地域政策部地域政策課 0167-46-5321
北海道消防防災ヘリコプター応援協定	平成8年6月25日	北海道 道内72市町	富良野広域連合消防本部富良野消防署 0167-23-5119
全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書	平成24年1月17日	栃木県佐野市 福島県本宮市長 兵庫県西脇市 岡山県吉備中央町 熊本県山都町 沖縄県宜野座村 北海道富良野市	西脇市ふるさと想像部企画政策課 0795-22-3111
災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書	平成25年4月8日	旭川市 留萌市 稚内市 芦別市 紋別市 士別市 名寄市 深川市 富良野市	旭川市消防部防災課 0166-33-9969
災害時の歯科医療救護活動に関する協定	平成27年4月1日	旭川歯科医師会	旭川歯科医師会 0166-22-2361
災害時における医療救護活動に関する協定	平成元年1月26日	富良野医師会	富良野医師会 0167-22-2767
災害時における福祉施設の利用及び職員派遣等に関する協定	平成25年5月1日	社会福祉協議会 富良野あさひ郷	社会福祉協議会 0167-39-2215 富良野あさひ郷 0167-23-1619
災害時におけるボランティア活動に関する協定	平成25年5月1日	社会福祉協議会	社会福祉協議会 0167-39-2215
災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	平成25年5月1日	北の峰旅館組合 富良野旅館業組合	
災害時における観光客等への情報提供及び避難等に関する協	平成25年5月1日	ふらの観光協会	ふらの観光協会 0167-22-5777

資料9 各種協定等

定			
災害時における災害応急復旧業務に関する協定	平成9年2月10日	富良野建設業協会 道北電気工事業協同組合富良野支部 富良野管工事業協同組合 北海道建築士会富良野支部長	富良野建設業協会(那智組) 0167-23-3585
災害時における富良野管工事協会との応急対策復旧業務に関する協定	平成22年11月1日	富良野管工事業協同組合	富良野管工事業協同組合(後田設備工材) 0167-23-3565
災害時における応急対策業務に関わる協定書	平成23年12月1日	道北電気工事協同組合富良野支部	道北電気工事協同組合富良野支部(一戸電建) 0167-23-4467
災害時における応急対策業務に関する協定	平成27年10月30日	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町及び幌加内町、上川地方建設業協会連絡協議会	一般社団法人旭川建設業協会 0166-22-5144
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	平成25年3月15日	ホクレン商事エーコープフォーレスト店 ホクレン商事エーコープ山部店 生活協同組合市民生協コープさっぽろ富良野店	ホクレン商事エーコープフォーレスト店 0167-22-4340 ホクレン商事エーコープ山部店 0167-42-2088 生活協同組合市民生協コープさっぽろ富良野店 0167-22-2147

資料9 各種協定等

		亀屋齊藤商店 西川食品 ホーマック 道北アークスラルズマート富良野店	亀屋齊藤商店 0167-22-3501 西川食品 0167-22-4664 ホーマック 0167-39-1080 道北アークスラルズマート富良野店 0167-23-4567
災害時における非常通信業務に関する協定	平成8年9月24日	富良野市無線赤十字奉仕団	富良野市無線赤十字奉仕団(事務局箭原) 0167-39-2323
災害時における石油類燃料の供給に関する協定	平成25年3月15日	富良野地方石油業協同組合	富良野地方石油業協同組合(亀屋齊藤商店石油部) 0167-22-3505
災害時における輸送等の協力に関する協定	平成8年9月27日	ふらのバス株式会社 旭川地区トラック協会富良野部会 富良野沿線ハイヤー協会	ふらのバス株式会社 0167-23-3131 旭川地区トラック協会 0166-48-7244 富良野沿線ハイヤー協会 0167-23-1254
災害時における炊き出し業務及び救護活動に関する協定	平成8年10月2日	富良野市赤十字奉仕団	富良野市赤十字奉仕団(団長高崎) 0167-22-4822
災害時における放送の協力に関する協定	平成24年7月1日	ラジオふらの	ラジオふらの 0167-22-2761
災害時発生時における富良野市と富良野市内郵便局の協力に関する協定	平成31年3月29日	日本郵便株式会社	富良野郵便局 0167-22-8115
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	平成29年2月17日	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	株式会社セブン-イレブン・ジャパン旭川南地区担当 0166-33-9970
自治体と上富良野駐屯地との連絡体制の強化に係る協定	平成29年月22日	陸上自衛隊上富良野駐屯地	陸上自衛隊第104特科大隊 0167-45-3101(内線2263)

資料9 各種協定等

富良野市と公益社団法人隊友会旭川隊友会富良野支部による災害時等における防災支援に関する協定	平成30年4月13日	公益社団法人隊友会旭川隊友会富良野支部	公益社団法人隊友会旭川隊友会富良野支部 0167-23-3109
災害発生時に係る情報発信等に関する協定	平成31年1月17日	ヤフー株式会社	ヤフー株式会社 社会貢献事業本部 03-6898-6763
災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定	平成31年4月1日	株式会社共成レンシステム富良野営業所	株式会社共成レンシステム富良野営業所
包括連携協定	平成31年4月23日	ヤマト運輸株式会社	ヤマト運輸株式会社道北主管支店富良野支店 0570-200-704

資料10 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

浸水想定区域内の要配慮者利用施設

施設区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段			河川名
			電話	FAX	その他	
学校	富良野小学校	若松町 10番1号	23-2114	22-2079		空知川
	扇山小学校	緑町 8番20号	22-3255	23-6719		空知川
	東小学校	北麻町 8番1号	22-4895	22-4997		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌカクシ富良野川・北一号川
	富良野東中学校	瑞穂町 1番30号	22-2770	22-4259		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌカクシ富良野川
	富良野西中学校	桂木町 1番1号	22-2318	22-3147		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌカクシ富良野川
	布部小中学校	上五区	23-5569	23-5867		空知川
	山部小学校	山部東町 8番64号	42-3091	42-3088		勇振川
	樹海中学校	東山共栄	27-2108	27-2107		西達布川・川松沢川
	富良野高等学校	末広町 1番1号	22-2174	22-2175		空知川
	富良野綠峰高等学校	西町 1番1号	22-2594	22-2594		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌカクシ富良野川
保育所等	富良野看護専門学校	弥生町 5番1号	22-5510	22-1075		空知川
	虹いろ保育所	幸町 8番25号	22-2533	22-2563		空知川
	ピッコロガーデン	末広町 6番22号	22-8855	22-8855		空知川
	きらきら保育園 富良野	幸町 9番3号	56-7163	56-7162		空知川
	託児所こころ	西町 2番100号	22-5425	22-5425		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌカクシ富良野川
	託児ハウスきつき	弥生町 5番70号	23-4882		080-1863-6343	空知川
	託児ハウスドレミ	住吉町 4番49号	23-6241	23-6241	090-3773-3247	空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌカクシ富良野川・北一号川
	ふらの西病院保育室	桂木町 2番77号	23-6600	22-3508		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌカクシ富良野川
	富良野協会病院保育所	錦町 1番15号	23-3663	23-3663		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌカクシ富良野川
	おひさま保育園	東雲町 1番1号	56-7780	56-7166		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌカクシ富良野川・北一号川

資料10 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

施設区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段			河川名
			電話	FAX	その他	
保育所等	富良野市ファミリーサポートセンター	日の出町 9 番 2 号 2 階	080-5834-1885			空知川
	山部保育所	山部北町 1 番 57 号	42-2388	42-2355		勇振川
	東山保育所	東山あかしや	27-2919	27-2256		西達布川・老節布川
幼稚園	ひまわり幼稚園	若松町 11 番 1 号	22-2504	23-4484		空知川
	聖園幼稚園	桂木町 3 番 73 号	22-2419	22-1928		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌカガシ富良野川
	ルンビニ幼稚園	本町 11 番 10 号	23-1303	23-1960		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌカガシ富良野川
	みどり幼稚園	扇町 1 番 1 号	22-2845	22-2865		空知川
学童・児童館	緑町学童保育センター	緑町 9 番 53 号	23-3370	22-3370		空知川
	東部学童保育センター	錦町 13 番 1 号	23-5129	23-5129		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌカガシ富良野川
	桂木学童保育センター	桂木町 2 番 41 号	22-3792	22-3792		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌカガシ富良野川
	麻町児童センター	西麻町 2 番 33 号	23-2937	23-2937		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌカガシ富良野川
障害児・障害者施設	こども通園センター	末広町 24 番 15 号	22-2091	22-2057		空知川
	児童発達支援センターすくすく	若葉町 9 番 17 号	22-5615	22-5615		空知川
	放課後等デイサービスの一びる	若葉町 9 番 17 号	22-5615	22-5615		空知川
	放課後等デイサービス ビー玉	栄町 20 番 10 号 2F	23-6689	23-6689		空知川
	タイムケアセンターえくぼ	栄町 20 番 10 号	22-6689	23-6689		空知川
	ライフサポート彩	栄町 11 番 11 号	22-0624	22-0630		空知川
	サポートステーション栄町	栄町 11 番 11 号	22-0624	22-0630	ライフサポートセンターカーへ連絡	空知川
	ケアホーム「ふらの」	末広町 5 番 14 号 2F	22-0624	22-0630	〃	空知川
	りんどう	幸町 2 番 6 号	22-2043	22-2043		空知川
	さくら荘	若葉町 12 番 16 号	22-3933	23-2828		空知川

資料10 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

施設区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段			河川名
			電話	FAX	その他	
障害児・障害者施設	れんげ荘	緑町12番43号	23-6030	22-2043		空知川
	ケアホーム「たんぽぼ」	朝日町6番12号	22-0624	22-0630	ライフサポートセンタ一彩へ連絡	空知川
	ケアホーム「ぽぶら」	桂木町2番151号	22-0624	22-0630	〃	空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌカクシ富良野川
	ケアホーム「ひなげし」	若葉町7番8号	22-0624	22-0630	〃	空知川
	富良野市地域福祉センターいちい	住吉町1番28号	39-2215	39-2216		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌカクシ富良野川
	フラノステップ	緑町11番3号	23-6772	56-7753		空知川
診療所・病院	かわむら整形外科医院	末広町6番20号	22-4341	22-4362		空知川
	かとう整形外科クリニック	本町6番8号	22-3795	22-9910		空知川
	渡部医院	本町1番10号	22-2025	22-1717		空知川
	内海内科クリニック	弥生町6番31号	39-1133	23-6672		空知川
	いんやく小児科クリニック	弥生町6番30号	39-1177	23-6675		空知川
	ふらの消化器・内科クリニック	幸町9番12号	56-7058	56-7059		空知川
	北海道社会事業協会富良野病院	住吉町1番30号	23-2181	22-4256		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌカクシ富良野川
	ふらの西病院	桂木町2番77号	23-6600	22-3508		空知川
高齢者・介護保険施設	サービス付き高齢者向け住宅すえひろ	末広町6番22号	22-8822	22-8801		空知川
	サービス付き高齢者向け住宅さらさ富良野	幸町9番3号	56-7161	56-7162		空知川
	ニチイケアセンターふらの	緑町11番5号	22-9151	23-3536		空知川
	デイサービスセンターあさひ郷	本町8番10号	39-0020	39-0031		空知川
	デイサービスセンターいちい	住吉町1番28号	39-2215	39-2216		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌカクシ富良野川
	北の峯ハイツ	東雲町1番1号	23-1611	23-1711		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌカクシ富良野川・北一号川

資料10 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

施設区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段			河川名
			電話	FAX	その他	
高齢者・介護保険施設	介護老人保健施設ふらの	住吉町1番25号	23-3933	23-3926		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌカクシ富良野川
	ニチイケアセンターしののめ	東雲町3番2号	22-8551	22-8552		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌカクシ富良野川・北一号川
	グループホームほがらか	春日町12番15号	23-6811	56-7880		空知川
	グループホームあんしん・ふらの	末広町6番22号	22-8833	22-8833		空知川
	住宅型有料老人ホームかえで	春日町5番57号	56-7778	56-7779		空知川・富良野川・ベベルイ川・ヌカクシ富良野川

資料10 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

(1) 北二線川

施設区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段			備 考
			FAX	電話	その他	

(2) 四線川

施設区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段			備 考
			電話	FAX	その他	
病院	北の峰病院	中御料2062	22-2011	23-1606		
障害児・障害者施設	デイセンター芽ぐみ野	中御料2067-14	23-5822			
	ケアホーム「ごせん」	中御料2071-5				ライフサポートセンター彩へ連絡
	ケアホーム「ごりょう」	中御料2062-25				"
	北の峯学園	中御料2067-14	23-3633	23-2489		

(3) 名取の沢川

施設区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段			備 考
			FAX	電話	その他	
施設児童養護	国の子寮	東鳥沼	22-2935	23-3995		

(4) 川松沢二の沢川

施設区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段			備 考
			FAX	電話	その他	

富良野市自主防災組織一覧（平成31年1月現在）

	組織名	代表者		連絡責任者	
		氏名	電話番号	氏名	電話番号
1	若葉町連合会				
2	若松町連合会				
3	扇町南町連合会				
4	栄町連合会				
5	緑町連合会				
6	布部連合会				
7	幸町連合会				
8	新富町連合会				
9	朝日町連合会				
10	弥生町第1町内会				
11	桂木町第1町内会				
12	桂木町第2町内会				
13	桂木町第3町内会				
14	桂木町第4町内会				
15	桂木町第5町内会				
16	北斗町				
17	弥生町第2町内会				
18	北の峰第3町内会				
19	麻町連合会				
20	山部第2町内会				
21	山部第4町内会				
22	山部第5町内会				
23	山部第6町内会				
24	山部第7町内会				
25	山部第9町内会				
26	山部北町第1町内会				
27	山部北町第2町内会				
28	山部西町第1町内会				
29	山部西町第2町内会				
30	山部共進自主防災会				
31	山部南陽農事組合				
32	住吉第2町内会				
33	桂木町第6町内会				
34	山部第1町内会				
35	山部北星自主防災会				
36	山部桜丘自主防災会				
37	山部中央区自主防災会				
38	麓郷地区自主防災				
39	西町第3町内会自主防災会				

資料 1 1 市内協力団体等一覧

40	東山振興会				
41	老節布振興会				
42	西達布振興会				
43	南扇山全区会西扇山1区会				

※代表者氏名及び電話番号については総務課で管理。

国・道・指定公共機関・地方公共機関等

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道開発局札幌開発建設部 空知川河川事務所	芦別市滝里町 683 番地	0124-24-4111
北海道開発局旭川開発建設部 富良野道路事務所	西扇山 1	23-3171
北海道開発局旭川開発建設部 富良野地域農業開発事業所	桂木町 6-10	23-3541
北海道森林管理局 上川南部森林管理署	南富良野町字幾寅	050-3160-5750
旭川地方気象台	旭川市宮前 1 条 3 丁目 3-15	0166-32-7102
旭川公共職業安定所 富良野出張所	緑町 9 - 1	23-4121

(2) 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊上富良野駐屯地 第4特科群第104特科大隊	上富良野町南町 4 丁目	45-3101

(3) 北海道庁上川総合振興局

機 関 名	所 在 地	電話番号
地域政策課	旭川市永山 6 条 19 丁目	0166-46-5918 主査（防災）
旭川建設管理部 富良野出張所	緑町 8-1	23-2168
富良野保健所	末広町 2-10	23-3161
上川農業改良普及センター 富良野支所	新富町 3-1	23-2175

(4) 北海道警察

機 関 名	所 在 地	電話番号
富良野警察署	若葉町 11-1	22-0110

(5) 富良野市及び消防機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
富良野市	弥生町 1-1	39-2300 (総務課)
富良野市教育委員会	若松町 5-10	39-2320

資料12 関係機関連絡先一覧

富良野広域連合富良野消防署	栄町 18-20	23-5119
---------------	----------	---------

(6) 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道旅客鉄道株式会社 富良野駅	日の出町 1-30	22-0909
東日本電信電話株式会社 北海道事業部 (NTT 東日本一北海道北支店)	旭川市 10 条通 10 丁目	0166-20-5410
北海道電力株式会社 富良野営業所	栄町 20-1	23-4131
日本通運株式会社 富良野支店	花園町 3-70	22-1100
日本郵便株式会社富良野郵便局	若松町 4-1	22-8115

(7) 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
富良野医師会	本町 2-27	22-2767
旭川歯科医師会	旭川市金星町 1 丁目	0166-22-2361
空知川上流土地改良区	山部東町 8-3	42-2529
富良野土地改良区	中富良野町丘町 7-18	44-2131
北海道薬剤師会旭川支部	旭川市金星町 1 丁目	0166-29-2422
北海道獣医師会上川支部	旭川市宮前通 14 丁目	0166-24-1600
旭川地区バス協会	旭川市東旭川町共栄 128	0166-34-6431

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号
富良野商工会議所	本町 2-27	22-3555
山部商工会	山部中町 1-15	42-2409
ふらの農業協同組合	朝日町 3-1	23-3532
富良野地区森林組合	弥生町 2-42	22-2369
北海道中央農業共済組合富良野支所	南大沼の 2	23-4830
東京大学大学院農学生命科学研究所附属演習林北海道演習林	山部東町 9-61	42-2111
株式会社ラジオふらの	本町 2-27	22-2761